

放課後児童クラブを夏休みだけお休みしたい方は・・・

受付期間・提出先

受付期間 7月 4日（金）まで

① 7月21日～8月31日までのお休み

② 8月 1日～8月31日までのお休み のいずれかを選択

提出先 各児童クラブ室または教育総務課

提出書類

長期休暇届

※長期休暇届の提出がない場合、利用の有無に関わらず保護者負担金は免除となりませんのでご注意ください。

免除となる保護者負担金

8月1日～8月31日までの期間にあたる8月分（9月30日納期限分）の保護者負担金が免除されます。

※夏休み開始（7月21日）から休んだ場合でも、7月分の負担金の減額はありせん。

夏休みの放課後児童クラブについて

児童クラブでは、長期休暇届の届出のあった児童数に応じて、夏休み期間だけの利用を希望する児童の受け入れを決定することができることとなっています。児童クラブの円滑な運営、入所案内のため、夏休み期間に児童クラブを利用しない場合は、早めの届出にご協力ください。

担当：教育総務課（市役所5階）33-1731
〒250-8555 小田原市荻窪300番地